

いわき市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

市内の店舗等において、キャッシュレス決済を行った消費者に対し、決済金額の一部をポイント還元するキャンペーンを実施することにより、コロナ禍で落ち込む消費を喚起し、新型コロナウイルス感染症で影響を受けている市内事業者の経営を支援するとともに、キャッシュレス決済を普及させて、非接触型の「新しい生活様式」への対応促進を図る。

本要領は、いわき市が、いわき市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本件は令和3年度補正予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものであり、予算の状況によっては、今後、内容の変更があり得ることに留意すること。

2 業務概要

(1) 業務名

いわき市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 提案限度額

519,580,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格要件

本業務のプロポーザル参加者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (4) いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていないこと及びいわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年3月30日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平

成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく 破産手続開始の申立てがなされていない者

4 プロポーザルのスケジュール

| 日程 | 内容 |
|---------------------|------------------------|
| 令和 4 年 1 月 6 日 (木) | 企画提案の募集、参加表明書、質問書の受付開始 |
| 令和 4 年 1 月 13 日 (木) | 参加表明書締切 |
| 令和 4 年 1 月 14 日 (金) | 参加資格審査の結果通知 |
| 令和 4 年 1 月 24 日 (月) | 企画提案書提出期限 |
| 令和 4 年 1 月 26 日 (水) | プレゼンテーション及びヒアリング |
| 令和 4 年 1 月 27 日 (木) | 審査結果の通知 |
| 令和 4 年 1 月末 | 契約締結 (予定) |

※ 受付等は、土・日曜日・祝日は行わない。

5 応募について

本プロポーザルへの参加を希望するものは、指定された期日までに「参加表明書」及び「企画提案書」を提出するとともに、後日開催される審査会に出席しなければならない。

6 応募書類等の配布方法

参加表明書等の様式は、本市ホームページからダウンロードすること。

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1640065160543/index.html>

7 参加表明書について

本プロポーザルに参加を希望するものは、次により書類を準備・作成し、令和 4 年 1 月 13 日 (木) 午後 5 時までに担当部署までに郵送又は持参で提出することとする。

| No. | 書類 | 提出部数 |
|-----|--|------|
| 1 | 参加表明書 (第 1 号様式) | 1 部 |
| 2 | 同意書 (第 2 号様式) | 1 部 |
| 3 | 法人の登記事項証明書 (発行日から 3 ヶ月以内の履歴事項証明書に限る) の写し | 1 部 |
| 4 | 直近 1 年分の財務諸表 (貸借対照表及び損益計算書) の写し | 1 部 |
| 5 | 納税証明書 (国税及び地方税について、直近の未納税額がないことの証明書) の写し | 1 部 |
| 6 | 会社概要 (既存のパンフレット等) | 1 部 |

8 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問は質問書（第3号様式）を使用し、令和4年1月12日（水）午後5時までに担当部署まで持参、電子メール又はFAXで提出することとする。

（電子メール又はFAXの場合は、必ず電話にて受理確認を行うこと。）

質問の内容及び回答は、本市ホームページで随時公表する。その際には、質問者名は公表しない。

9 参加資格要件の確認・通知

参加表明書等の提出書類から参加資格要件について確認を行い、その結果については令和4年1月14日（金）に、郵送及び電子メールにより通知する。

10 参加の辞退

参加表明書等を提出した後に、提案を辞退する場合は、参加辞退届（第4号様式）を提出すること。

また、参加表明書等の提出期限後から契約締結までの間に、参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、同様式を提出するものとする。

11 企画提案書について

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加する事業者は、次の書類を作成し、提出すること。

① 企画提案書

② 見積書（第5号様式）

※企画提案書の様式は自由とするが、別表「評価項目・評価基準」に関する内容を必ず記載すること。

(2) 提出方法及び提出部数

提出書類は押印の上、持参、郵送（提出期限内に必着とし、配達完了が確認できる書類郵便等に限る。）又は宅急便による提出とする。

提出部数は正本が1部、写し10部とする。

(3) 提出期限

令和4年1月24日（月）必着

※ 受付時間は土・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出先

「16 問い合わせ先」のとおり。

12 企画提案の審査・選定

(1) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査及び評価は、本市が設置するいわき市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務公募型プロポーザル審査委員会「以下、（審査委員会）という。」において、実施するものとする。

(2) 審査の観点

各提案者から提出された企画提案書等を別表（評価基準）に基づき審査し、総合的な評価が最も高い提案書を「最優秀提案者（契約候補者）」として選定し、次いで評価の高い提案者を「次点」として選定する。

また、評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により選定する。

なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、審査における最低点（提案内容評価点の6割）以上の評価点を得た場合は、その提案者を契約候補者として選定する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書を提出した者を対象にヒアリングを実施する。

詳細は後日、各提案者へ連絡する。

ア 開催予定日

令和4年1月26日（水）（詳細は別途通知）

イ 場所

いわき産業創造館（詳細は別途通知）

ウ 審査体制

審査は、審査委員会が行う。

エ プレゼンテーションへの参加者

参加人数は3人以内とする。

オ 実施方法

(ア) プレゼンテーションは、企画提案書の説明と表現を補足するための追加説明とし、その後、審査委員会の委員によるヒアリング（質疑応答）を実施する。

(イ) 実施時間は、1事業者につき30分程度とし、説明時間を20分程度、ヒアリング（質疑応答）を10分程度とする。

なお、実施時間については変更する可能性があるが、その際は各提案者へ連絡する。

(ウ) プレゼンテーションの内容は、事前に提出した提案書に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。

(エ) プレゼンテーションの手法は自由であるが、パワーポイント等を使用する場合は、審査会場のプロジェクターとスクリーンは使用可能。

(4) 結果通知

本プロポーザルの審査結果は、審査会の5日後までに提案者の全てに対し電子メールで送付した後、書面により通知する。また、本市のホームページにて「最優秀提案者（契約候補者）」と「次点」について評価点とともに公表する。

13 契約の締結

契約の締結にあたっては、次により行うこととする。

(1) 契約の締結方法

本市と本市が選定した最優秀提案者（契約候補者）との間で、提出された企画提案書の記載事項を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第167条の2第1項

第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。（この協議によっては、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。）

また、最優秀提案者（契約候補者）と協議が整わない場合にあっては、次点と協議のうえ、契約を締結する。

なお、最優秀提案者及び次点の決定から契約締結までの間に、「3 参加資格要件」に合致しないこととなった場合には、契約を締結しないこととする。

(2) 契約書の作成

契約書は、2通作成し、本市及び受託者の双方が各1通を保有する。契約金額は、消費税を内書で記載するものとする。

なお、契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

14 情報公開及び提供

いわき市情報公開条例（以下、「公開条例」という。）に基づき、行政情報の開示を請求することを市民の権利として保障するとともに、市政運営の公開性の向上を図り、もって市の機関の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすること及び市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的として市政情報を公開していることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。

ただし、個人に関する情報や当該法人等又は個人の事業の運営を不当に害すると認められるものなど公開条例第7条第1項各号に該当する場合は、開示しない。その他、情報開示にあたっては、公開条例に従って行うものとする。

15 留意事項

- (1) 企画提案にあっては、本実施要領及び仕様書を遵守すること。
- (2) 一提案者につき一提案とし、複数提案は禁止する。
- (3) 企画提案に関する提出書類の変更、差替え、または再提出は認めない。
- (4) 企画提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (5) 企画提案で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (6) 提出された企画提案書等の返却は行わない。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
 - ア 本要領に示す参加資格要件から外れた者が行った企画提案
 - イ 本要領等の記載内容に従わない企画提案
 - ウ 定められた日時及び場所に提出されなかった企画提案
 - エ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない企画提案
 - オ 虚偽の記載をした企画提案
- (8) 企画提案に関する提出書類の著作権等の取扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等において、本市が本業務に関して必要

と認めるものについては、企画提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。

- (9) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任の一切は提案者が負うものとする。
- (10) 企画提案に関し、本市が提示する書類及び提示する資料は、本企画提案における提案目的以外の使用、複製、転載を禁止する。
- (11) 提案者が不適切な行動をとった場合及びその疑いが生じた等の場合においては、公正に公募型プロポーザルを執行できないと認められるとき、またはその恐れがある場合は、本市は当該提案者を企画提案に参加させず、または公募型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、後日、一連の企画提案手続きにおいて不正な行為が行われていたことが判明した場合は、当該事業者との契約を解除することがある。
なお、不正行為等により、本市に何らかの損害を発生させた場合には、損害賠償請求を行うこともある。
- (12) 今後の社会情勢や財政事情の変化、総合計画等に基づく政策変更、その他不可抗力等により、市は事業計画及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。このため、選考の過程において前述の事態に至った場合、市は提案者に対して一切の責任を負わないものとする。
- (13) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

16 問い合わせ先

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本 21 番地

いわき市産業振興部産業創出課

電話番号：0246-22-1126 F A X：0246-22-1198

メールアドレス：sangyosoushutsu@city.iwaki.lg.jp

※ 郵送の場合には、配達完了が確認できる書留郵便等に限る。

※ 電子メール又はF A Xの場合には、必ず電話にて受理確認を行うこと。

※ 受付時間は土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。